

## 平成28年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○7番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

皆さんは、ボッチャ、ゴールボール、ウィルチェアラグビーのことをご存じでしょうか。これらは現地時間の7日から始まるパラリンピックのリオデジャネイロ大会、通称リオパラの競技名であります。今大会では22の競技、528種目が行われ、170ヶ国以上から約4,300人が集い、日本からも127人の選手が出場することになっています。公明党は、2011年に施行されたスポーツ基本法をリードした以外にも、障害者の自立・社会参加を促し、国民の理解を深める観点から、障害者スポーツの振興の重要性を長年主張してきました。例えば、2008年のパラリンピック北京大会のメダリストへの報奨金制度を実現したほか、選手に対する遠征費用など経済的支援や、トレーニング環境の整備を求めてきました。また、2013年11月の参議院文教科学委員会では、我が党の議員が、障害者スポーツの普及啓発へ、パラリンピックのテレビ中継の重要性を指摘し、今回のリオパラで、NHKが初めて毎日生中継を行うことにつながりました。いよいよ日本時間では8日の開会式からスタートします。地球の裏側で活躍するアスリートたちにしっかりとエールを送っていききたいと思います。

それでは、本題に入ります。

今回は、きめ細やかな支援の拡充に向けてとしまして、大綱1点について質問させていただきます。

私はこれまで、支え合うまち、誇れるまち、木更津の構築を目指して、議会活動に取り組んでまいりました。誇れるまちには、安全と安心が不可欠ですが、防災対策を中心に、ハード面での整備が重要であるとともに、地域力・市民力によるソフト面での充実が、安全・安心なまちの要になると思っています。そこで、「お互いさま」「ありがたいことに」「おかげさまで」といった心が広がるような、きめ細やかな支援を充実させたいという思いで、中項目2点についてお伺いします。

まず、1点目は、子どもの学びのサポートについて。

子どもの学びの中でも、今回の主題は、家庭の事情によって、学習や進学のお得を得ることに課題がある子どもたちへの支援についてです。2012年、厚生労働省から、子どもの貧困率についての調査の概要が発表され、そのデータから見ると、現在の日本で貧困状態にある子どもは16.3%、6人に1人が貧困状態であるとされています。このような実態を踏まえて、2014年には子どもの貧困対策推進法が定められ、内閣府による有識者会議やさまざまなプロジェクトも立ち上がっています。こうした中で、家庭に対する経済的支援のほかに、子どもの学習面での支援が既に始まっているものの、複数の省庁にかかわる事業でもあり、まだまだ未実施の自治体が多いのが現状です。しかし、家庭の事情で学びや進学に課題を持つ子どもたちは、どの地域にもいるということを考えれば、本市の未来にとっても、支援の方途を真剣に考えなければならないと実感しています。

そこで、既に各地で取り組まれている学習支援が、制度の関係で対象者が微妙に異なるという現状を鑑み、以下、3つの事業について確認したいと思います。

1つ目は、ひとり親家庭への学習支援事業、いわゆる学習支援ボランティア事業のことで、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる、

大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣するもので、塾形式または家庭教師形式で実施し、利用料金は原則無料とのことです。

2つ目は、生活困窮者自立支援制度における学習支援事業です。昨年度から始まったこの制度については、学習支援事業は任意事業であるため、本市ではまだ未実施ではあるものの、これまでも議会において再三質疑がある中、現在、実施に向けて検討中であると理解しています。

3つ目は、地域未来塾による学習支援事業です。地域未来塾は、文部科学省による学校を核とした地域力強化プランの中で、学習支援が必要な中学生・高校生等に対して、大学生や教員OBなどの地域住民の協力やICTの活用によって、学習習慣の確立と基礎学力の定着を進めることで、貧困の連鎖を断ち切ろうというもので、平成31年度までに、全国で5,000の中学校区で実施するという目標数も示されています。

この3つの事業について、それぞれ先行自治体の実施事例、そして本市の状況、今後の方向性をお答えください。

続きまして、中項目2点目、障害のある方へのサポートについてお伺いします。

本年4月に障害者差別解消法が施行されました。この施行を前に、私は、合理的配慮に関して3度にわたって質問をしてきましたが、今回は、きめ細やかな支援の拡充という意味で、さらなる前進を図りたく、質問と提案をさせていただきます。合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する、障害、困難さを取り除くための個別の調整や変更のことであり、障害者差別解消法の中でも、法が対象とする障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないとしており、さまざまな社会障壁によって障害がもたらされている方も、合理的配慮の対象であると捉えています。つまり、医師の診断や障害者手帳がないから配慮は必要ないということでもなく、同じ診断や手帳のある人には一律に同じ配慮をすればよい、ということでもありません。障害のある方一人ひとりが具体的にどんな困難を抱えているかということに注目し、必要な配慮を考えていくことが大切だと言われているのです。

そこで、今回は意思疎通にかかわる支援のうち、2点お伺いしたいと思います。

まず、読み書き（代読・代筆）情報支援についてです。

視覚障害者や視力が低下した高齢者などにとって、通帳や契約書類など、個人情報にかかわる読み書きは、大きな悩みの種になっているといます。以前読んだ新聞で、当事者の声として、次のような記事が載っていました。私たちが日常生活を送る上で、情報を知るための読むことと、自己表現のための書くことは、欠かせない行為です。しかし、視覚障害者には、これが十分に保障されていません。現在、聴覚障害者のための手話通訳者や要約筆記者の派遣はある程度行われていますが、読み書き支援については、ほとんどの市町村で行われていません。視覚障害者があらゆる場所で読み書き支援をいつでも受けられる仕組みづくりが重要です。プライバシー確保ができる専門支援員の養成も重要と考えます、という内容がありました。

そこで、まず、本市においては、読み書きに困難のある方への対応をどのように行っているのか、お聞かせください。

読み書きサービスについては、一定の技術が必要で、特に代読の場合、単に文章を読み上げるだけでなく、写真やイラストの説明や情報を整理する技術も求められているといいます。読み書きに支障がある方々に対する意思疎通支援は、社会参加の機会の確保と地域社会の共生を実現するものとして、大変重要であると思います。高齢化が進み、視覚障害者だけでなく、文字を読んだり書いたりすることが困難な人が増えていく中、読み書き情報支援員の養成については、本市はどのように考えているのか、お尋ねします。

最後に、小項目2点目、ヘルプカードの活用についてお伺いします。

そこで、配付資料をご覧くださいと思います。

資料の1にはヘルプマークというものの写真が表に載っております。これは実物を持ってきたんですけれども、このような大きさになっております。かばんとかにつけられるようになっていそうですね。素材が、認知症サポーター養成講座でいただくオレンジリングと同じような素材になっております。

このヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように、東京都福祉保健局が作成したマークのことです。今年に入って、京都府や和歌山県、徳島県などでも配布されるようになりました。

これとは別に、連絡先やどんな支援が必要なのかをあらかじめ書き込んでおいてもらい、災害時に周囲からのサポートをスムーズに受けられるようにするのが狙いでつくられた、カードタイプのものがヘルプカードです。

資料1の裏側にヘルプカードの記入例というのがございます。こちらはたくさんの自治体があるんですけれども、富士見市のを用意させていただきました。まちによっては、2つ折りだけのものもありますし、この富士見市のように、何回か折っていろんな項目が記入できるものがあります。これをちょっと説明させていただきたいんですが、このサンプルでいいますと、病気の名前を記入したり、通院先を記入したり、また、配慮してほしいことが幾つか項目があって、その中で、例えばここと言えば、「パニックになることがあります」とか「簡単な言葉で説明してください」など、自分に該当することにチェックを入れたり、そこで書き切れないことは、「その他」のところに、任意に配慮してほしいことを書いていただくというものになっております。住所だとか、あと個人情報もありますので、大事なことは、一番上に書いてありますけれども、全てを記入する必要はないと、必要であると思う欄のみご記入くださいというふうに、説明が書いてあります。いざというときの災害時の家族の避難場所なんかも、どこどこ小学校なんていう感じで書けるような、工夫がされております。

まちの案内によっては、こちらとこちらをかばんの外側につけておいて、ここの裏側にカードがありますから見てくださいみたいになっていて、それで、またストラップがついたようなものを携帯している人もいますし、かばんの中にしまっている人がこのカードをヘルプしてくれる人に見てもらおうというような、そんな2段構えで使うことを勧めている自治体もあります。

それで、このヘルプカードについて、いろいろな取り組みをしている自治体では、使う人

と、それを見てどういうふうに判断するかという、使わない人への啓発チラシというのが各自治体にあるんですね。たくさんのところを見ましたところ、私は、この愛媛県の伊方町のが大変わかりやすいなど。平仮名でも書いてありますし、わかりやすいなと思って、今日配布させていただきました。ここでもちょっと一度裏側を見ていただきたいんですけども、これはヘルプカードの使い方として、「誰が使うの?」ということとか、また「どんなメリットがあるの?」というのも書いてあります。どんなメリットの1点目には、「外出時に何かあったらどうしよう」という本人や家族の不安を和らげるということもあります。また、障害のある人たちがどんな困りごとがあるのかなというのを、障害のタイプ別に例示もされていて、下から2つありますけれども、聴覚障害の人は、バスや電車に乗るときに、「バスや電車が事故などで来ないとき、音声やアナウンスでは状況がわからなくて困ります」とか、また高次脳機能障害の人は、「切符を買ったり、いろいろな事務手続きの際、要望等を伝えるのが難しい」など、こういったケースも書き込まれながら、市民に多く周知しているところがあります。

一応こういったものがヘルプカードですということで、お示しさせていただいたんですけども、私は、こうしたツールを活用することで、配慮や支援が必要なときに、意思疎通がスムーズになると思っております。本市での活用についての考えをお聞かせください。

以上で私の最初の質問を終わります。

○市長（渡辺芳邦君） それでは、渡辺厚子議員のご質問にお答えいたします。

私からは、大綱1、きめ細やかな支援の拡充に向けての中項目2、障害のある方へのサポートについて、お答えいたします。

市が実施している障害がある方を支援するための主要事業として、障害者総合支援法に基づく、障害者自立支援給付事業があり、よりきめ細やかな障害者支援として、地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援や日常生活用具給付などを実施しているところでございます。さらに、平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法では、社会的障壁を取り除くための合理的配慮、いわゆる心配りに視点を置いたきめ細やかな支援、対応が求められているところでございます。

そこで、まず、読み書き、代読・代筆の情報支援についての本市の行政対応でございますが、市役所の窓口において、読み書きに困難のある方の多くは、視覚に障害のある方や高齢者の方々でございます。市の対応といたしまして、まず、ハード面では、来客数が最も多い、市民課及び税証明発行窓口での待ち番号音声案内により、各カウンターに設置された番号表示板に番号を表示し、あわせて音声によりお知らせをしております。また、窓口においては、各種申請書をご記入いただく記載台の照明を明るくし、老眼鏡を配置するなど、読み書きの利便性の向上を図っているところでございます。ソフト面といたしましては、必要に応じて職員が書類の内容を読み上げ、各種申請書に自署できない方の代筆を行っております。また、複数の窓口での手続が必要な方を次の窓口まで案内し、担当職員へ引き継ぐなど、視覚に障害のある方や高齢者の来庁者への配慮を行っているところでございます。現在、本市では、障害者差別解消法を受け、窓口での職員対応要領の策定に取り組んでおり、今後、合理的な配慮の理解に主眼を置いた職員研修を実施し、より一層、障害者や高齢者の方々への配慮を

進めてまいります。

次に、読み書き情報支援員の養成についての本市の考え方でございますが、視覚や聴覚に障害のある方などが情報に接することは、社会とのつながりを保つために極めて重要であるとの認識を持ち、視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対しては、外出時に必要な情報の提供や移動の支援をするため、障害者自立支援給付事業の一つである、ガイドヘルパーによる同行援護を実施しているところでございます。ご指摘のとおり、社会の高齢化が進んでいく中で、視覚に障害のある方以外にも高齢者からの情報支援が求められてくることは、容易に想像されるものであります。また、学習障害の一種である、難読症、識字障害といった読み書き障害、いわゆるディスレクシアの方々への支援も視野に入れますと、制度の谷間で情報の取得に不便を感じておられる、情報弱者の方々の方が気軽に利用できる読み書き情報支援員は、きめ細やかな支援の拡充という意味で、有効な支援の一つとして認識しているところでございます。しかしながら、読み書き情報支援員の活用につきましては、現行の同行援護に従事しているガイドヘルパーが公的な資格であるのに対し、読み書き情報支援員は現在のところ公的な資格ではなく、ボランティア活動が主流となっております。守秘義務や個人情報の適正な管理など、活動の際に生じてくる諸問題の整理が必要であり、読み書き情報支援員の養成も含めまして、本市の状況を踏まえつつ、引き続き情報収集してまいりたいと存じます。

次に、ヘルプカードの活用についてでございますが、ヘルプカードについては、東京都などで導入が図られておりますが、残念ながら、本県ではいまだ導入がなされておられません。現在、市民の皆様にご利用いただいている類似の情報伝達方法といたしまして、高齢者や聴覚に障害のある方々へ配布している救急情報キットと、県が作成している受診サポート手帳の2つがございますが、いずれも医療情報の伝達が主な目的のものでございます。ご提案いただきましたヘルプカードは、常に人目につく形で持ち歩くことで、周囲の支援を必要としていることが一目でわかるものであります。障害のある方と障害のない方、双方への幅広い周知活動に努めることにより、外出時や災害時に際し、支援を必要とする側と支援する側、それぞれにとって有効なものであると強く認識しているところでございます。今後は、ヘルプカードの作成について、本市の各種障害者団体に、障害がある当事者側からのご意見を求めてまいります。また、県下全域で統一されたデザインを作成し、広域的に取り組むことが、その効果を大きくするものであるため、県に対しまして、導入に向けて要望してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。その他につきましては、教育長及び関係部長から答弁いたします。

○教育長（高澤茂夫君） 私からは、大綱1の中項目1、子どもの学びのサポートについてのうち、地域未来塾による学習支援事業について、ご答弁申し上げます。

初めに、先行自治体の実施事例でございますが、他県ではございますが、東京都葛飾区の中学校の事例を紹介いたします。この中学校では、学校地域応援団を組織し、地域の方々の協力のもと、学校を会場に無料の夜間補充教室を開催しており、学習の基本は学年別に行う自主学習で、わからないところを指導員に質問する形で行っているとのことでございます。

対象は中学校 1 年生から中学校 3 年生で、年間約 65 回、実施時間は 19 時から 20 時 35 分まで、平均の参加生徒数は 30 名程度、指導員は教員志望の講師や大学生などであると同っております。

次に、本市の状況でございますが、学校支援ボランティアの方々に行っている学習支援がございます。高柳小学校では、ドリル学習の丸つけボランティアが 12 年目を迎えております。また、本年度、岩根中学校の学校支援ボランティア活動で、希望者への学習支援の取り組みの研究をしております。本年度は、定期テスト前の部活動停止期間に希望者を募り、先ほどの葛飾区同様、自主学習への支援という形で行いました。期間は 3 日間で、実施期間は帰りの会終了後、約 90 分、参加生徒は平均で 1 日 30 名程度、指導員は 1 日 5 名程度であったと聞いております。指導者の確保等、さまざまな課題があるようでありますので、現在、定着に向けて努力をいただいているところでございます。今後の方向性でございますが、国の地域未来塾は、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない、中学生・高校生等への学習支援を目的としております。子どもたちの学習習慣の形成は、教育委員会が掲げる学校教育「木更津プラン」の重要な柱の一つであり、葛飾区のような取り組みは、子どもたちにとって効果的な取り組みになる可能性は十分にあると考えております。教育委員会といたしましては、実施主体や指導者の確保、子どもたちや保護者のニーズ、さらに事業効果等々、さまざまな課題が想定されますので、今回の岩根中学校の取り組みの推移を注視し、さまざまな視点から研究をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福祉部長（田中幸子さん） 私からは、大綱 1、中項目 1 についてご答弁申し上げます。

まず、ひとり親家庭への学習支援事業についてでございますが、ひとり親家庭は、子どもの養育や健康面の不安など、生活に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の子どもは、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況となっているところでございます。このことから、直面する諸問題の解決や子どもの精神的安定を図るため、国ではひとり親家庭生活支援事業の実施について、定めているところでございます。ひとり親家庭への学習支援事業につきましては、国が定めるひとり親家庭等の自立支援策のうち、ひとり親家庭の子どもを対象とする学習支援事業で、地域の実情に応じて、学生や教員 O B 等を活用し、学習を支援したり、進学相談などを受ける事業でございます。

県内の先行自治体の実施事例でございますが、中核市の船橋市と柏市で既に取り組みがされており、船橋市では、高校進学について悩みを持つ、ひとり親家庭の中学生の学習指導を、市内公共施設 4 ヶ所にて、週 2 回、おおむね生徒 3 名に対して講師 1 名とする、個別学習指導を行っております。また、柏市では、児童基礎学力向上、習慣、定着等を目的とし、児童扶養手当またはひとり親児童扶養手当を受給している家庭の小学 5・6 年生の児童を対象に、週 1 回の学習指導を、家庭教師派遣事業者への委託により実施しているとのことでございます。なお、これらの 2 つの市の事業につきましては、利用者の負担はないとのことでございます。

次に、生活困窮者自立支援制度における学習支援事業についてでございますが、この学習

支援事業は、国においては、生活困窮者自立支援制度の任意事業とされております。貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業であり、地域の実情に応じて、創意工夫を凝らして実施できるものでございます。具体的には、学習支援・進路相談及び日常生活習慣の形成、社会性の育成のための居場所の提供の大きく2つの目的がございませう。

県内の先行自治体の実施事例として、2つの市をご紹介いたしますが、まず成田市では、平成26年10月から直営で実施しており、順天堂大学との連携協定を活かして学生ボランティアの講師を活用し、自主学習の補助を、生活困窮世帯の中学生を対象に、公民館など市の施設を会場として、週1回、夕方90分実施しているとのことでございませう。また、習志野市では、平成21年4月から、当初は、生活保護世帯の高校進学希望者を対象に、開始いたしました。現在は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生、高校生を対象に、基礎学力の習得及び進学に向けた個別指導に加え、高校進学後も中退防止の支援を行い、週2回、夕方2時間程度、実施しております。なお、生活困窮者自立支援法の施行前は、教員OBや教職課程の大学生などを非常勤職員として採用し、市の施設において市が直接運営していましたが、法施行後の平成27年度からは、必須事業とともに、福祉事業を行っている法人に委託しているとのことでございませう。なお、これらの2つの市の事業につきましては、利用者の負担はないとのことでございませう。

次に、本市の状況と今後の方向性につきましては、学習支援事業として関連しますので、取りまとめてお答えをさせていただきます。

昨日の田中議員のご質問への答弁と重複いたしますが、現在の状況は、子どもへの学習支援事業について、福祉部内の関係課である子育て支援課と社会福祉課において協議を行い、ひとり親家庭への学習支援事業と生活困窮者自立支援制度の学習支援事業が関連する事業であることから、連携していくことを確認いたしました。今後の方向につきましては、同じく関係する教育委員会との協議を行い、連携していきたいと考えております。また、並行しまして事業のニーズの把握、実施する場合の対象者、事業の運営主体、実施の内容、実施場所などの調査・検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございませう。

○7番（渡辺厚子さん） では、再質問に移りたいと思ひます。

まず、ひとり親家庭の子どもへの学習のサポートについてですが、ひとり親家庭の学習支援事業について、船橋市と柏市の事例を紹介していただきましたけれども、参加している児童・生徒数がわかれば教えてください。

○福祉部長（田中幸子さん） ひとり親家庭の学習支援事業についてでございませうが、船橋市におきましては、中学生を対象として、260人の定員で事業を実施しておりますが、今年度は定員に達したとのことでございませう。また、柏市におきましては、小学校5・6年生を対象として、平成27年度に事業を開始したところ、応募数が定員を超えたことから、平成28年度には100人に定員を増して、事業を実施しているとのことでございませう。

○7番（渡辺厚子さん） そのうちの対象者に対して、どれくらいの割合のお子さんが参加しているのかも、わかれば教えてください。

○福祉部長（田中幸子さん） ひとり親学習支援事業の対象者に対しまして、児童・生徒の参加の割合についてでございますが、船橋市におきましては30%程度、柏市におきましては20%程度とのことでございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

それでは、ひとり親家庭のお子さんは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○福祉部長（田中幸子さん） ひとり親家庭における子どもの数についてでございますが、児童扶養手当の支給世帯におきましては、高校3年生以下の子どもは1,672人となっているところでございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

それでは、次に、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業なんですけども、実施事例で紹介された成田市と習志野市では、生活困窮世帯の家庭以外の子どもというのは、参加できているのでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 成田市、習志野市とも、経済的に困窮している世帯以外の子どもも、事情を考慮して参加を認めているということでございます。

○7番（渡辺厚子さん） それでは、この生活困窮者自立支援制度の学習支援事業においては、対象世帯の所得要件というものについては、弾力的に対応が認められているということでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業の対象者は、生活困窮世帯の子どもとされておりますが、国は、生活困窮世帯の所得要件を定めてはおりません。生活困窮世帯と認める判断基準は自治体に任されており、補助金の実績報告の際に参加を認めた理由、判断基準でございますが、それを報告することになっております。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

誰でもかれでもどうぞというわけではないなというふうに、私も思っているんですけども、次に、地域未来塾について伺います。

未来塾は、参加者に家庭の収入状況などの制限はあるのでしょうか。

○教育部長（堀切由彦君） 先進自治体の事例などを見ますと、希望者は全て参加できるものと認識しております。

○7番（渡辺厚子さん） この事業に対して、国からの補助金というのは、どのくらい受けられることになっていきますでしょうか。

○教育部長（堀切由彦君） 地域未来塾にかかわります補助でございますけれども、国から3分の1、県から3分の1、市町村負担は残りの3分の1でございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

それでは、本市の学習支援で、この地域未来塾の制度ではないと思っておりますけれども、岩根中の取り組みを紹介していただきました。この岩根中の学習支援は、希望すれば誰でも参加できるという形なんでしょうか。

○教育部長（堀切由彦君） 岩根中学校在籍の生徒であれば、特に制限はございませんで、希望すれば誰でも参加できる形で検討をしていると聞いております。

○7番（渡辺厚子さん） それでは、この岩根中での指導員という、見守りとか教える立場の方は、学校支援ボランティアの登録メンバーだけでやっていらっしゃるんですか。

○教育部長（堀切由彦君） 岩根中学校におきまして、本年6月に実施した際には、指導員は学校支援ボランティアと教員で行っております。個人情報の取り扱いの面等、難しい課題もございますので、現在、定期的な開催に向けまして、指導員の確保の方法等を検討中であると伺っております。

○7番（渡辺厚子さん） その指導員なんですけれども、かかわる大人というのが、自習、自学、講義じゃなくて自習の場合であっても、スタッフといいますか、指導員というのは、教員志望だとか、教員免許保有者でないと務まらないものなんでしょうか。

○教育部長（堀切由彦君） 千葉県に確認をいたしましたところ、平成28年度において、松戸市、浦安市、酒々井町の2市1町の6校で、地域未来塾に取り組みされているとのことですが、自学自習形式でもある程度の知識や指導技術が必要ではないかということで、教員志望者や大学生に加え、退職された先生方に依頼している自治体が多いと伺っております。

○7番（渡辺厚子さん） 何でお聞きしたかといいますと、よく斜めの関係というのが子どもによい影響があると、お兄さん、お姉さんですね、とか聞きますので、例えば、教職を目指していなくても、うちの市で言えばユースボランティアなどのメンバーが子どもにもかかわってくれていますし、地域活動に積極的に参加している学生や若者が携わってくれるのも、いいのかなというふうに思っております。スタッフ要件を厳しくしてしまうと、指導員の確保もまた難しくなるのかなと思ってお聞きいたしました。

それで、あと、今後についてなんですけれども、先ほどご答弁で岩根中の取り組みの推移を注視しながら検討していくということだったんですが、例えばなんです、学校単位ではなく、市一括で、全体として学区に関係なく、みらいラボなどのような、駅周辺の会場で実施するということはどうなんでしょうか。

○教育部長（堀切由彦君） 本市におきましては、立ち上げ当初から、無償ボランティアという原則に立ちまして、家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を支えてきた、学校支援ボランティア推進事業の実績がございます。地域で子どもを育てるといふ理念を掲げてきた本市教育委員会といたしましては、現時点では、岩根中学校のような学校支援ボランティア活動の一環としての学習支援を、学校と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

今お話しいただいたことは、すごくよくわかります。伝統のある学校支援ボランティア事業で広げていきたいというふうなお話だったと思うんですけれども、私が何でみらいラボ云々と言ったかといいますと、参加する生徒だけでなく、かかわってくれる、例えば大学生とか、あと車を運転されない方なんかも、バスとか電車などの公共交通機関を使って、通うこともできますし、そもそも先ほど無償ボランティアという原則に立ちというお話がありましたが、特に大学生なんかの場合は、ボランティアと言っても交通費ぐらいはちゃんとお渡

しできるようにしないと、長く続かないのかなというふうに思うんですね。そういう意味で、この地域未来塾については、国の補助もあるということなので、そういった交通費等のことも考慮すると、この未来塾というのが、所得制限もございませんし、いろんなお子さんを対象にできるのでいいのかなと思っています。

この学習支援について、私は4年ぐらい前から、何とか進められないものかなと思って、いろいろなものを見たりしてきたんですけども、教育民生常任委員会の視察でも、昨年、市独自で進めている大阪の羽曳野市のstudy-Oというのを、視察させていただきました。ただ、今回初めて取り上げるんですが、ネックになっているのは、昨日田中議員も少し触れられておりましたけれども、ひとり親家庭だとか、生活困窮者だとかという形に枠が決まってしまうと、うちは経済的に厳しいんですということを公表しながら参加するような感じの、何かすごくデリケートな部分に触れるなというふうなことが気になっておりました。そういう意味では、この地域未来塾というのは、広くいろいろなサポートができるということで、ひとり親家庭でもなく、生活保護世帯でもないけれども、家庭に学習面で、また環境面で問題を抱えているお子さん、病気の方がいるとか、兄弟が多いとか、そういうお子さんというのは、たくさんいると思うんですね。そういう意味で、特に中学校3年生なんかは、受験を控えて不安な状況でもありますので、自分の周りに家族以外に自分の頑張りや成長を応援してくれる大人がいるという、そういうかかわる場をつくっていくという意味で、この学習支援は大事かと思えます。福祉部の方でも進めてくれるということですので、教育部、福祉部、力を合わせて、ぜひとも形にさせていただくように、期待しております。

次に、中項目2点目の、障害のある方へのサポートについてお聞きします。

読み書き情報支援についての本市の行政対応ですが、先ほどのご答弁で、窓口における職員対応要領の策定に取り組んでいるとありましたけれども、これはいつ頃策定する予定なんでしょうか。できるものなんでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 職員対応要領の策定につきましては、現在、福祉部で作成した素案につきまして、地域自立支援協議会を構成する各団体に提示の上、意見収集を行っております。いただいた意見を参考としまして、職員対応要領案をまとめ、10月を目途に策定する予定でございます。

○7番（渡辺厚子さん） 市役所の庁舎以外にも、市民が利用する公共施設というのは、窓口というのはたくさんあるかと思えます。公民館もありますし、老人福祉センター、市民会館など、指定管理者の施設もあります。そうした職員の方も、本庁と共通の要領で対応していただくことになるのでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 職員対応要領の対象は、市の職員でございますので、公民館職員は対象となりますが、指定管理施設については、指定管理者と協議をいたしまして、職員対応要領に準じた、障害者に対する配慮をお願いしてまいりたいと考えております。

○7番（渡辺厚子さん） ぜひとも徹底していただきたいなと思っております。

次に、読み書き情報支援員の養成についてなんですが、視覚に障害のある方が利用する同行援護の、本市の利用状況をお聞かせください。

○福祉部長（田中幸子さん） 直近の平成 26 年度と 27 年度の実績をご紹介しますと、平成 26 年度が延べ 599 件、1 万 2,211 時間、平成 27 年度は延べ 614 件で、1 万 2,189 時間となっております。

○7 番（渡辺厚子さん） 随分利用されているなという印象でございます。

この同行援護を利用できるのは、どのような方なんでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者となります。身体障害者手帳の所持が必要となりますが、等級等の制限はございません。

○7 番（渡辺厚子さん） わかりました。

この同行援護はガイドヘルパーがやってくれるということなのですが、その際に外出目的に関係のない、目的先に関係のない書類などの代読・代筆は行わないと聞いたことがあるんですが、例えば、同行の移動中であれば、持っていった資料や書類を代読・代筆してもらえるわけではないということでしょうか。

○福祉部長（田中幸子さん） 外出先へ本人に同行する中で、必要な情報の提供として、代筆・代読を行います。持ち込みの資料などの代読・代筆は業務となつてはございません。

○7 番（渡辺厚子さん） それでは、ガイドヘルパーの資格取得にはどの程度の研修を必要としますか。

○福祉部長（田中幸子さん） 同行援護サービスの従事者は、公的な資格でありまして、同行援護従事者養成研修の一般課程で、講義・実習を含め 20 時間の研修を受け、基礎知識、支援技術の習得が必要となっております。

○7 番（渡辺厚子さん） それでは、本市では読み書き支援にかかわる活動をしている、ボランティア団体はどれくらいありますか。

○福祉部長（田中幸子さん） 読み書き支援にかかわるボランティア団体といたしまして、視覚障害者のために、点字棒を作成し、図書館に寄贈していただいている団体と、持ち込んだ本やパンフレット、家電説明書などを CD に録音する、そのような活動をしている 2 団体が、図書館に登録してございます。現在、木更津市のボランティアセンター、社会福祉協議会内にあるボランティアセンターですが、そこでの読み書き支援で登録している団体はございません。

○7 番（渡辺厚子さん） 12 月議会で図書館の件でもお話ししたかと思っておりますけれども、この音訳の会、点訳の会の方々は、本当に長い歴史を受け継ぎながら、本市のために視覚障害者の支援に多大な貢献をしていただいていると感謝しておりますけれども、限られた人数でたくさんのお話をいただいているので、ちょっとした読み書き支援については、お願いするのは難しいかなというふうに思っております。

先ほどからずっとお話を伺いましたけれども、手帳を持っている方でも、ガイドヘルパーの同行援護でお願いできる読み書き支援には制約もあるということで、ボランティア団体も少ないというのが現状で、こんな中で読み書き支援に携わる人がもっと増えたらいいなと、私は思っております。過去の自分の経験なんですけれども、自分の近所にいらしたひとり住まいの 60 代の男性ですが、出会ったときは、小学校しか自分が出ていないから、読み書きが苦手なんだということを何度も何度もおっしゃいました。何か大げさだななんて思っていた

んですけれども、いざ本当に何か書かなきゃいけないときになると、本当につらそうにしておられました。また、リウマチも患ったりもして、手もこわばって、書くことがつらいということをよくおっしゃったということを記憶しております。また、ほかの例で、近所に親戚はいるんだけど、身内には見られたくないものがあると、第三者に読んでもらいたいなというのものも、性質上あるというふう聞いております。

次に、先ほど読み書き支援は公的な資格ではないということで、おっしゃったんですが、確かにそうなんですけれども、自治体によっては、そういう公的な資格ではないんですが、図書館などで、さまざまな書類を、ちょっとした読んでもらいたいもの、ちょっと書いてもらいたいものを持ち込んで、それをある一定の時間支援できるということを、そういうサービスをやっているところもあると聞いております。また、あるところでは、支援員がお宅に訪問して、その代読・代筆をするというところもあるそうです。でも、支援員の養成と言っても、講習会の実施にとどまっているところも多いと聞いております。

そこで、私は、まずは講習会で読み書き支援の基礎や個人情報に関する留意点などを学んで、日常で支援する場面がもしもあった場合、それを活かせる人を増やしていくことが、まず大事なのかなと。そこから始めてもいいのかなというふうに考えています。その意味で、本市でも既に実施しています手話入門講習会や、あと救命救急講習会などと似ているのかなと、自分は思っているんですが、そういう意味で、本市がやってきた手話入門講習会の実施状況について、ちょっとお聞かせください。

○福祉部長（田中幸子さん） 誰もが気軽に手話を学ぶことができるように、一般市民を対象とした手話入門講習会を、平成10年度から実施しております。本年度の手話入門講習会は、19名のご参加をいただきまして、全19回、それぞれ2時間の講習会ですが、その講習会を予定しております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 実は私も、かつてこの手話入門講習会で勉強させていただいた一人です。自分の場合は、その後は何かきちっと勉強するというよりは、「手話ニュース」を見たり、「みんなの手話」を見ながら勉強する程度だったんですけれども、入門講習を受けたメンバーの中には、次の手話検定を受けたり、手話奉仕員講習へステップアップしている人もいます。読み書き情報支援員の講習会について、函館市の例を見ますと、そこでは2日間で10時間程度の講習を行って、市として修了証を発行して、それを持っているだけという方もいるそうですけれども。そういうわけで、手話入門講習会のように気軽に参加でき、視覚に障害のある方たちのちょっとしたのお困りごとのお手伝いをする感じで、読み書き情報支援員の養成というの、必要だと考えています。きめ細やかな支援の充実に向けて、今後の課題としていただきたいと思います。

最後に、ヘルプカードのことなんですけれども、先ほど市長の方から、県に対して要望していただけたというご答弁をいただきましたので、前向きな答弁だったと思ひまして、再質問はしないんですけれども、県がやってくれるに越したことはないんですが、すごくお金がかかるのか、手間がかかるということであれば、こういう地方自治体がまず始めてみたよということで、普及を波及していくのもいいのではないかと考えております。例えば、君津

地域で、この4市、近隣の広域でというか、お隣同士でやってみようかというふうに、近隣市に働きかけていただけるのもどうかと思っておりますので、まだまだ周知されていないヘルプマーク、ヘルプカードですが、私の認識としましては、かなりな速度で普及しているというふうに実感しております。なので、これを持っている方を見かけたときに、ちょっと声をかけやすいとか、家族が自分の身内がちょっとサポートが必要なんだけれども、外出のときにこれを持っていると安心だという、そういう安心につながるツールだと思っておりますので、ぜひとも県また近隣市の方に働きかけながら、誰が見てもわかる心遣いがすぐに行動に出るという、そういう木更津市になればなと思っておりますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。